

特定非営利活動法人 自分らしく生きる支援ネットつくば 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 自分らしく生きる支援ネットつくばという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

2 この法人は、必要に応じて、理事会の議決を経てその他の事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大人が「自分らしく生きられる」ことを支援するため、心身の健康維持、生活支援、就労支援及び地域交流を推進することを目的とする。

具体的には、カフェ事業（カフェ ルミー）、相談支援・居場所づくり事業（オトサポつくば）、カラー専門店事業（ルミーネ）等を通じて、地域住民の孤立防止、健康増進及び多様な生き方の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①大人を対象とした相談支援、交流会、居場所づくり事業（オトサポつくば）
- ②カフェの運営（カフェ ルミー）による交流・就労支援事業
- ③カラー専門店（ルミーネ）の運営による就労・生活支援事業
- ④子育てを終えた世代や高齢者を対象とした学習・文化活動事業
- ⑤その他、目的達成に必要な事業

(2) その他の事業

- ①飲食事業（カフェ ルミー）
- ②美容関連サービス事業（カラー専門店 ルミーネ）
- ③会員制サービスの提供事業
- ④物販事業、その他目的を達成するために必要な事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
 - (3) 物的支援枠 この法人の事業を賛助するために活動拠点や倉庫など活動に必要な物的支援をした個人及び団体
 - (4) 学生会員 本法人の目的に賛同して入会した学生
 - (5) 応援枠会員 生活困難等の理由により、会費の一部又は全部が免除される会員
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人その旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

入会金は、すべての会員について徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任方法等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により選任する。

3 役員のうちには、配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。

4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えて欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務執行に要した費用を弁償できる。

3 前 2 項に関し必要な事項は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は理事長が任免する。

30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議によって選任された議事録署名人2名以上が署名押印又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)総会の決議があったものとみなされた日

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決事項の執行に関する事項

(3)その他この法人の業務執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3)第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は前条の請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立の時の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決又は理事会等の機関の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書 貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5)社員の資格の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9)解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10)定款の変更に関する事項

（解散）

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証取消しがあったとき。

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 53 条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散は除く）に伴う残余財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人又は公益法人に譲渡するものとする。

（合併）

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 吉原 将行

副理事 菅井 俊

理 事 伊藤 瞳

監 事 永好 昭

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年8月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2026年8月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

・個人 会費 5,000 円／年

・法人 会費 10,000 円／年

(2) 賛助会員

・個人 会費 3,000 円以上／年

・法人 会費 10,000 円以上／年

(3) その他の賛助会員

3-1 物的支援枠（個人・法人）

会費 物的支援により代替又は免除／年

3-2 学生会員

会費 2,000 円以上／年

3-3 応援枠会員

会費 500 円～免除／年

※3-1、3-3 対象の賛助会員は理事会で決定するものとする。

役員名簿

特定非営利活動法人 自分らしく生きる支援ネットつくば

役職名	氏名	住所 又は 居所	報酬の有無
理事長	吉原 将行		無
副理事長	菅井 俊		無
理事	伊藤 瞳		無
監事	永好 昭		無

設 立 趣 旨 書

令和7年10月1日

特定非営利活動法人 自分らしく生きる支援ネットつくば

設立代表者 住所

氏名：吉原 将行

1 趣 旨

私たちは、地域でのボランティア活動を通じて「大人の幸福や安定が、子どもの健やかな成長や安心に直結する」ことを実感しました。代表者自身も「つくば子ども支援ネット」での約3年間の活動により、大人の心の安定が子どもの安心感につながることを多く経験しました。

こうした経験から、「大人自身が自分らしく生きられる社会こそが、子どもの健やかな育ちにつながる」という信念を深め、年齢や性別、立場を超えてすべての人が「自分らしく」生きられる地域を実現するため、本法人を設立するものです。

本法人は、特定非営利活動促進法に定められた「保健・医療・福祉の増進」「まちづくりの推進」「社会教育の推進」の分野に関連し、以下の活動を行います。

- ・ボランティアによる居場所づくり・話し相手支援・伴走型支援
- ・学びや交流イベントの開催
- ・カフェ「カフェルミー」の運営と雇用創出
- ・白髪染め専門店「ルミーネ」の運営による安定収益の確保と利用者支援
- ・見守り・訪問・オンライン交流による孤立防止支援
- ・多世代交流や地域包括支援に関する調査・啓発活動

特に 45 歳以上の女性を主な対象とし、生活に不可欠となる白髪染めを、美容室相場（6,000 円以上）より大幅に低い 3,000 円（トリートメント込み）で提供することで、経済的負担を軽減し、安心して継続できる環境を整えます。さらに「手洗いシャンプー」を大切にすることで、温かみのあるサービスを提供し、利用者の満足度を高めます。

法人化することで、任意団体では限界のあった社会的信用を高め、安定した運営基盤を築くことが可能となります。今後は、2 年間で賛助会員 250 名以上を目標とし、その大半が「ルミーネ」を定期的に利用することで、会費と施術収益を両輪とする持続可能な拠点を形成します。

2 申請に至るまでの経緯

令和 4 年（2022 年） 代表者による地域ボランティア活動（つくば子ども支援ネット等）開始

令和 5 年（2023 年） 地域活動を継続、法人構想を検討開始

令和 6 年（2024 年 5 月） 食品衛生責任者資格取得、菓子製造業許可を取得

令和 6 年（2024 年～9 月） つくば子ども支援ネットに所属し約 3 年間活動、退会

令和 7 年（2025 年 10 月） 設立趣旨に賛同する正会員（10 名以上）を確保、設立準備会を開催 設立総会開催

令和 8 年（2026 年） 本格的に法人活動を開始

設立初年度の事業計画書

法人成立の日 から令和 8 年 8 月 31 日まで

特定非営利活動法人 自分らしく生きる支援ネットつくば

1. 事業実施の方針

・設立初年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とし、当法人の事業内容をより多くの市民に周知するため、ホームページ・SNS・試食会や説明会を通じて運営体制を整備することを目的とする。

2. 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
大人を対象とした相談支援、交流会、居場所づくり事業（オトサポつくば）	“居場所カフェ”を開催し、健康・生活相談や交流を行う。イベントで飲食[コーヒー・紅茶+ケーキ]の無料試食会とアンケート調査を行う	(A)2026 年 1～8 月の各月 第 2・第 4 週 午前 10 時～12 時 月 2 回（計 6 回） (B)つくばセンタービル又はコリドイオ又は事務所 (C) 2 名程度	(D)地域住民（主として 40 歳以上） (E)各回 5 名	80
カフェの運営（カフェエルミ）による交	“交流・相談日”を設け、中高年男性・女性の生活・就	(A)2026 年 1～8 月 毎週水曜日 午後 週 1 回（計 13 回） (B)つくばセンタービル又はコリドイオ (C) 2 名程度	(D)中高年男性及び女性（必要に応じて対象拡大） (E)各回 5 名	40

流・就 労支援 事業	労・健康相談 を行う			
カラー専門店（ルミーネ）の運営による就労・生活支援事業	“パーソナルカラー体験会”を開催し、自己理解と交流を促進する	(A)2026年1～8月の各月 第1・第3週 午後 月2回（計6回） (B)つくばセンタービル又はコリドイオ又は事務所 (C)2名	(D)主として40歳以上の女性 (E)各回5名	60
子育てを終えた世代や高齢者を対象とした学習・文化活動事業	ホームページ、LINE、Facebook等による周知。 会員・賛助会員の募集。 行政・医療・地域団体との連携調整	(A)期間中随時 (B)つくばセンタービル又はコリドイオ又は又は事務所、オンラインでも対応する (C)1～2名	(D)広く市民又は法人 (E)各回5名	100

(2)その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の予算額(単位:千円)
飲食事業（カフェルミー） 美容関連サービス事業（カラー専門店ル	・会員相互[正会員及び賛助会員]の意見交換のため親睦会を開催する	(A)2025年1月～8月 毎月1回～2程度 (B)カフェルミー又はコリドイオ又は事務所	50

ミーネ) 会員 制サービス提 供事業・物販 事業その他目 的を達成する ために必要な 事業		(C)各回5～10名	
--	--	-------------------	--

令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで

特定非営利活動法人 自分らしく生きる支援ネットつくば

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度で行なった事業の継続をすることと、新たな事業の検討については検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実 施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費 の 予算額 (単 位：千 円)
大人を対象と した相談支 援、交流会、 居場所づくり 事業（オート サポつくば）	“居場所カフェ”を開催し、健康・ 生活相談や交流を行う。イベント で飲食[コーヒー・紅茶+ケーキ] の無料試食会	(A)9月～7月の 各月 第2・第4 週/午前10時 ～12時/月2回 (計20回) (B)つくばセンタ ービル又はコリド イオ、又は事務所 (C)2名程度	(D)地域住民（主 として40歳以 上） (E)各回5名	100
カフェの運営 （カフェルミ ー）による交	“交流・相談日”を設け、中高年男 性・女性の生活・就労・健康相談 を行う	(A)9月～7月 毎 月1回/（計11 回） (B)つくばセンタ	(D)中高年男性及 び女性（必要に 応じて対象拡大） (E)各回5名	50

流・就労支援 事業		ービル又はコリド イオ又は事務所 (C) 2 名程度		
カラー専門店 (ルミーネ) の運営による 就労・生活支 援事業	“パーソナルカラー体験会”を開催 し、自己理解と交流を促進する	(A) 9 月～7 月／ 月 1 回(計 11 回) (B)つくばセンタ ービル又はコリド イオ又は事務所 (C) 2 名	(D)広く市民 (E)各回 5 名	80
子育てを終え た世代や高齢 者を対象とし た学習・文化 活動事業	ホームページ、LINE、Facebook 等による周知。会員・賛助会員の 募集。行政・医療・地域団体との 連携調整	(A)期間中随時 (B)つくばセンタ ービル又はコリド イオ又は事務所 (C) 2 名	(D)広く市民 (E)各回 5 名	100

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
飲食事業 (カフェル ミー) 美容 関連サービ ス事業 (カ ラー専門店 ルミーネ) 会員制サー ビス提供事 業・物販事	会員相互の意見交換のため 交流会を開催する	(A)2026 年 9 月～2027 年 8 月 (B)コリドイオ又はカフェルミ ー (C)各回 5～10 名	50

業その他目
的を達成す
るために必
要な事業

設立当初の事業年度 活動予算書

法人設立の日から 2026 年 8 月 31 日

特定非営利活動法人 自分らしく生きる支援ネットつくば

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	金額 (合計)
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	65,000		65,000
賛助会員受取会費	360,000		360,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		500,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
4 事業収益			
飲食事業収益		224,000	224,000
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	925,000	224,000	1,149,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			
事業費計	280,000	50,000	330,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	64,000		64,000
旅費交通費	64,000		64,000
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	816,000		816,000
管理費計	944,000		944,000
経常費用計	1,224,000	50,000	1,274,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
固定資産売却損			
経常外費用計			
経費区分振替額			
当期正味財産増減額	-299,000	174,000	-125,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			-125,000

令和 8 年度(第 2 期) 活動予算書

2026 年 9 月 1 日～2027 年 8 月 31 日まで

特定非営利活動法人 自分らしく生きる支援ネットつくば (単位: 円)

科 目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	金額 (合計)
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	65,000		65,000
賛助会員受取会費	360,000		360,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		500,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000		500,000
4 事業収益			
その他の事業収益		384,000	384,000
5 その他収益			
受取利息			
雑収益	100,000		100,000
経常収益計	1,525,000	384,000	1,909,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			
事業費計	330,000	50,000	380,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	80,000		80,000
旅費交通費	80,000		80,000
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	1,200,000		1,200,000
管理費計	1,360,000		1,360,000
経常費用計	1,690,000	50,000	1,740,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
固定資産売却損			
経常外費用計			
経費区分振替額			
当期正味財産増減額	165,000	334,000	169,000
前期繰越正味財産額			-125,000
次期繰越正味財産額			44,000